

リコチャレ応援団体について 登録等のルール

（目的）

- 1 リコチャレ応援団体は、理工系分野に興味を持つ女子高生・女子学生の理工系分野への進路選択（チャレンジ）を応援することを目的とします。

（実施内容）

- 2 本団体は、前条の目的を達成するため、次の取組を行います。
 - (1) リコチャレ応援団体への参加団体は、内閣府ウェブサイト「理工チャレンジ」（以下、「リコチャレサイト」といいます。）に参加団体名称や組織概要、先輩ロールモデルを掲載するなどして、前条の目的に合う取組を進めます。
 - (2) 本団体の事務局は内閣府男女共同参画局に置きます。事務局は、リコチャレサイト等の運用を通して、参加団体の情報発信を行うなどの庶務を行います。

（参加資格）

- 3 参加団体となるためには、内閣府に対し、リコチャレサイト等を通じて目的に賛同する旨の登録を行うことが必要です。
 - (1) 次の各号に該当する団体は、参加団体となることができません。
 - ① 申請日の前日までの過去1年間に、法及び法に基づく命令等に違反した団体
 - ② 性風俗関連営業等、接待を伴う飲食等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う団体
 - ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体、反社会的勢力及び公序良俗に反する団体
 - (2) 参加団体は、内閣府に対し、リコチャレサイト等を通じて退会の登録を行うことで、本団体から退会することができます。

（イメージキャラクターの使用）

- 4 参加団体は、本団体のイメージキャラクターである「リコちゃん」（イラスト）を使用することができます。その使用にあたっては、次の各号のいずれも遵守してください。
 - (1) バナー等は、いかなる変更も加えずに、理工チャレンジの趣旨（女子高校生・女子学生の理工系分野への選択促進）に合った使用としてください。なお、営利を目的とした使用は禁止とします。
 - (2) 媒体の管理者及びイベント等の主催者が内閣府であると混同しないよう注意書きを添えるなどしてください。

例 リコちゃん（内閣府「理工チャレンジ（リコチャレ）」イメージキャラクター）

「〇〇大学は、内閣府男女共同参画局の女子高校生・女子学生の理工系分野への選択を応援する「理工チャレンジ」に参加しています（の応援団体です）」

- (3) リンクを設定する際は、「内閣府男女共同参画局 理工チャレンジ」と記載するか、バナー（ロゴ）を使用してください。リンク先はリコチャレサイトのトップページ（<http://www.gender.go.jp/c-challenge/>）を原則とします。
- (4) 内閣府は、バナー等の使用やリンクの貼られたサイトの不具合等に対し、一切の責任をおいませぬ。また、予告なくURL及び内容を変更することがあります。

（個人情報の取扱）

- 5 事務局が入手した個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）に基づき管理をします。

（登録等のルールの変更）

- 6 事務局は、必要に応じてこのルールの変更を行い、リコチャレサイト等を通じて参加団体等にお知らせします。

このルールは平成28年3月1日から適用します。